

第1113号

発行所 (株)日本医療福祉新聞社 編集発行人 岸野雅方 発行定日 毎月10日、25日 年間購読料 3,600円(年24回発行)

鍼灸柔整新聞

編集局 〒530-0057 大阪市北区曽根崎2-2-1 梅新21ビル TEL 06-6315-1922 FAX 06-6315-1923 E-mail shinkyu@jusei.gr.jp http://news-shinkyujusei.net/

Topics トピックス



- 学生主催イベント『鍼灸5G』
- 施術管理者研修、日程決定
- YNSAセミナー in USA

日本伝統医療看護連携学会第1回設立記念総会・学術大会

「伝統医療」「看護」の連携へ向け発足

ともに『全人的』で高い親和性

昨年末、あはき・柔整などの伝統医療と看護の連携を模索し、学術の発展や社会貢献を目指して、『日本伝統医療看護連携学会』（佐竹正延会長）が発足。昨年12月18日には、第1回の総会・学術大会が仙台市青葉区の仙台赤門短期大学で開催された。講演やシンポジウムでは、伝統医療と看護はともに全人的であり親和性が高いということが、異口同音に言及されていた。

佐竹会長（仙台赤門短期大学学長）は開会のあいさつで、看護学も医学にならぬ、実証科学を踏襲しているが、それは方法論としての側面であると指摘。看護することの本来の意義から見れば、看護学では人間を全体的・全人的に把握する傾向があるのは歴然として

おり、一方、伝統医療もまた「パーツではなく全体」として人間を捉えていると述べて、二つの分野が連携できるよう願うと語った。

鍼灸師と看護師が担う「在宅」

シンポジウム『医療連携の未来を拓く―融和』は村上理恵氏（なほ花訪問看護ステーション仙台訪問看護師／鍼灸りえる院長）、柴田克美氏（晩翠通り治療院



院長）、亀井啓氏（亀井接骨鍼灸治療院院長）、佐藤喜根子氏（仙台赤門短期大学教授）が登場した。村上氏は、在宅療養中の末期癌患者や要介護状態の利用者の便秘や浮腫、痛みなどの症状緩和に対して鍼灸治療を行っているという説明。その際、患者宅にある各事業所の記録などから他職種のア内容や患者の状況を把握し、自分の施術記録も残すことで情報を共有していることと述べた。看護師や利用者の家族に温灸の指導をしたり、指圧のツボの位置をマーキングしたりするなどのアドバースを行い、看護師とともに症状緩和に取り組みケースもあると解説。

ほかに、佐竹会長の学術大会長講演『医学にあるもの、医学にないもの』、矢野忠氏（明治国際医療大学学長）の『東洋医学の再発見―医療連携の可能性』と谷口初美氏（九州大学大学院教授）の『補完代替医療（CAM）と看護ケア』の特別講演2題、『看護・介護の場での小さいゴムボールを使ったリハビリテーションの一例』（藤井裕文氏・ふじい接骨院院長）など一般口演10題、ポスター発表3題が行われた。

「あはき師及び柔整師等の広告に関する検討会」の開催も既に8回を数え、広告適正化に向けた指導等の指針となる「ガイドライン案」も厚労省から提示され、ようやくまとまりつつあるようだ。今回は、施術者の多くがその行方に着目している、ホームページの規制に関する取り扱いに触れてみたい。

ご存じの通り、今やインターネット

上での情報発信は、最も効果的な広告戦略といえる。しかも、ホームページの情報は、患者が自分で情報を求めて検索すると位置付けられており、「広告の定義」の3要素の一つである「認知性」に触れない。すなわち、単なる情報提供とみなされるので、法令上は「広告に当たらない」と整理できる。よって、あはき・柔整の施術所を広告規制の対象にするにも、法律改正を行

医療は国民のために

上田孝之 (元厚労省療養指導専門官)

上田たかゆきブログ http://gogoueda.exblog.jp/



わなければ、施術所のウェブサイト等は広告に該当しない。しかし、広告検討会では、医科の取り扱いと同様にウェブサイト等の表示内容にも切り込んでいかねばならないのは、言うまでもない。そこで、規制の対象外としつつも、法改正が行われるまでの間（3年後となるか、5年となるか？）、「業界内の関係団体による自主的な取組みを促す」という形で、ガイドライン上で仕切ろうとしている。厚労省としてもこうするほかに無いのであろう。

私が注目したのは、昨年11月14日の第8回検討会の議論で、出席した構成員の一人が「関係団体等とは、どこを指しているのか。今日来ている団体を指しているのか？」と質問したところ、事務局を務める厚労省医政局が「業界全体」でまず自主的な取組みを行ってほしい」と回答した点だ。

現在、検討会に構成員を出している施術者団体は「日本柔道整復師会・日本鍼灸師会・全日本鍼灸マッサージ師会」などである。ここは、それら以外の団体にも幅広く働きかけ、実効性の伴う自主的な取組みをしていかねば、とてもではないがガイドラインの周知などできない。今後、これらの4団体は「我々はきちんと取り組んでいるが、他団体が何もやらぬし、やっ指師なども含まれるとして、それぞれの立場からリンパ浮腫治療に関わっていくことが望ましい」と語った。亀井氏は「疼痛の本質を探る―治療のピットホール」、佐藤氏は「東洋医学と看護の『融和』」をテーマに講演を行った。

またガイドライン案では、無資格者（非医療類似行為？）に関しても、「関係団体等による自主的な取組みを促す」と示されており、検討会に出席の4団体が、他団体との調整や団体に属さない者への対応という点で重要になってくるのは間違いない。相も変わらず、「他の団体や個人施術者のことなど知ったことではない。何か言いたいのなら社団会員になればいい」との考えのままであれば、業界全体への周知徹底など全く期待できない。

広告ガイドラインの周知徹底は 社団らが他団体と連携できるかがカギ!

287

～堅実で安定した治療院経営をめざすあなたに～

開業のための無料相談会 開催中!

開業・団体変更をお考えの方は遠慮なくご相談ください

要予約

詳細・お申し込み先

http://www.zenjyuku.gr.jp/post_20.html



開業・保険
プロに聞こう